

平成25年度

上期定期監査等報告書

帯広市監査委員

帯監査第26号
平成25年7月26日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様
帯 広 市 議 会 議 長 野 原 一 登 様

帯 広 市 監 査 委 員 西 田 讓
帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利
帯 広 市 監 査 委 員 石 井 啓 裕

定期監査等報告書の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき、平成25年度に実施した定期監査及び財政援助団体監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

目 次

○ 定期監査報告書

第1	監査の項目	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の範囲及び方法	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の結果	1
第7	監査結果に関する意見	4

○ 財政援助団体監査報告書

第1	監査の対象団体	5
第2	監査の対象補助金	5
第3	監査の期間	6
第4	監査の方法	6
第5	監査の結果	6
第6	監査結果に関する意見	7

(参 考) 監査対象団体の概要

◎	一般社団法人 帯広観光コンベンション協会	8
◎	一般社団法人 帯広物産協会	8
◎	一般社団法人 帯広消費者協会	9
◎	公益財団法人 とかち財団	9

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

収入及び支出事務等の執行状況について

第2 監査の目的

収入事務は、調定、徴収、滞納整理などの収納状況等の事務全般について、また、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について、関係する法令などに基づき適正に執行されているか監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

第3 監査の対象

政策推進部（財政課、秘書課、広報広聴課）
総務部（総務課、契約管財課、情報システム課、資産税課）
市民環境部（環境都市推進課、清掃事業課、中島地区振興室）
商工観光部（観光課、空港事務所）
農政部（ばんえい振興室）
都市建設部（都市計画課、みどりの課、住宅課、建築営繕課）
議会事務局（総務課）
農業委員会事務局（農地課）

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成24年4月1日から平成25年3月31日までに執行された事務を対象とした。

2 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については、抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の期間

平成25年4月2日から平成25年7月22日まで

第6 監査の結果

監査の結果は、全体的に見て適正に事務処理が行われていたが、一部において改善又は検討を要する事務処理があったので、特記事項として記載する。

1 政策推進部

(1) 財政課

特記すべき事項はなかった。

(2) 秘書課

特記すべき事項はなかった。

(3) 広報広聴課

映像撮影・編集・ナレーション制作委託業務の検査について、業務完了から1か月を要していた。

2 総務部

(1) 総務課

特記すべき事項はなかった。

(2) 契約管財課

普通財産貸地料の収納事務について、契約書に定められた遅延利息を請求していないものがあつた。

また、新聞広告料の支払について、業務完了から3か月を要したものがあつた。

(3) 情報システム課

収入・支出事務に係る決裁文書について、温度変化により無色となるインクを用いたボールペンを使用しているものがあつた。

(4) 資産税課

特記すべき事項はなかった。

3 市民環境部

(1) 環境都市推進課（旧環境課、旧環境モデル都市推進室）

特記すべき事項はなかった。

(2) 清掃事業課

特記すべき事項はなかった。

(3) 中島地区振興室

特記すべき事項はなかった。

4 商工観光部

(1) 観光課

とから観光情報センター管理業務委託契約について、予定価格を記載した書面を封入、糊付けすることなく封印していた。

(2) 空港事務所

特記すべき事項はなかった。

5 農政部

(1) ばんえい振興室

帯広競馬場賃貸借契約に基づく年度毎の賃貸借料契約について、予定価格を記載した書面を作成していなかった。

6 都市建設部

(1) 都市計画課

特記すべき事項はなかった。

(2) みどりの課

特記すべき事項はなかった。

(3) 住宅課

特記すべき事項はなかった。

(4) 建築営繕課

特記すべき事項はなかった。

7 議会事務局

(1) 総務課

特記すべき事項はなかった。

8 農業委員会事務局

(1) 農地課

特記すべき事項はなかった。

第7 監査結果に関する意見

定期監査の結果、一部に前回の指摘事項と同様の誤りを繰り返しているものも見受けられましたが、全体を通して改善が図られていることが確認できました。

一方、契約締結にあたり、予定価格の決定に注意を欠く事例も見受けられましたことから、その意義をしっかりと認識して適正に事務を行う必要があります。

また、温度変化により無色となるインクを用いたボールペンを使用して、公文書を作成したものがありません。このペンは、容易に記載事項を改ざんすることができるほか、保存状況によっては色あせることも懸念され、公文書作成に用いることは不適當であります。このことは、公文書の重要性やその取扱いに関する職員の認識が不足していることの証左であると考えます。

今後の予算執行においては、今回の指摘について改めて全庁的な事項としてとらえていただき、基本に忠実な経理事務の徹底を図るなど、より一層適正な事務執行に努められますことを期待いたします。

財 政 援 助 団 体

財政援助団体監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、次のとおり財政援助団体監査を実施した。

第1 監査の対象団体

本市が補助金を交付している団体のうち、次の団体を抽出した。

団 体 名	担 当 課 名
一般社団法人 帯広観光コンベンション協会 (※)	商工観光部 観光課
一般社団法人 帯広物産協会 (※)	商工観光部 観光課
一般社団法人 帯広消費者協会	市民活動部 安心安全推進課
公益財団法人 とかち財団 (※)	商工観光部 工業労政課

(※) 一般社団法人帯広観光コンベンション協会、一般社団法人帯広物産協会及び公益財団法人とかち財団は、平成25年4月1日に特例民法法人から移行している。

第2 監査の対象補助金

1 一般社団法人 帯広観光コンベンション協会

補助対象事業名	補助対象経費	補助率	補 助 金
	円		円
帯広観光コンベンション協会事業	57,162,430	10分の10	54,461,000
帯広コンベンション推進事業	4,950,000	3分の2	3,300,000
合 計	—	—	57,761,000

2 一般社団法人 帯広物産協会

補助対象事業名	補助対象経費	補助率	補 助 金
	円		円
帯広物産協会事業	34,179,594	10分の10	17,234,000
合 計	—	—	17,234,000

3 一般社団法人 帯広消費者協会

補助対象事業名	補助対象経費	補助率	補 助 金
	円		円
消費者保護対策事業	3,319,096	2分の1	1,650,000
合 計	—	—	1,650,000

4 公益財団法人 とかち財団

補助対象事業名	補助対象経費	補助率	補 助 金
	円		円
十勝産業振興センター建設費補助事業	46,465,704	定額	46,465,704
地域イノベーション戦略支援 プログラム推進事業	3,967,938	10分の10	1,983,969
合 計	—	—	48,449,673

第3 監査の期間

平成25年4月2日から平成25年7月22日まで

第4 監査の方法

監査対象団体への平成24年度補助事業について、団体及び担当課から関係資料の提出を求めるとともに、関係職員から説明を受け、会計諸帳簿、証拠書類との照合などの方法により監査を行った。

第5 監査の結果

監査対象団体及び担当課について監査を行ったところ、補助事業の執行及び会計経理等については、適正に行われていたが、一部に改善又は検討を要する事項が見られた。

これらについては、担当課において当該団体に対する適切な指導等を行われたい。

【改善・検討事項】

1 一般社団法人 帯広観光コンベンション協会

(1) 補助事業に要した経費のうち、補助目的の達成に直接必要かどうか明らかでないものが補助対象経費に含まれていたことから、実績報告時の審査において補助対象経費の内容について十分精査されたい。

2 一般社団法人 帯広物産協会

(1) 補助目的に照らして補助対象経費の範囲が過大になっていると思われ、補助対象経費の定め方について検討されたい。

3 一般社団法人 帯広消費者協会

(1) 補助事業に要した経費のうち、補助目的の達成に直接必要かどうか明らかでないものが補助対象経費に含まれていたことから、実績報告時の審査において補助対象経費の内容について十分精査されたい。

4 公益財団法人 とかち財団

特記すべき事項はなかった。

第6 監査結果に関する意見

監査の結果につきましては、対象団体において支出伺書等の発議から領収証書の保存まで、それぞれ適正に行われていました。

一方、補助目的の達成に直接必要かどうか明らかでないと思われる経費が、補助対象経費の中に含まれていたものや、補助対象経費の範囲が過大になっていると思われるものが見受けられましたことから、今後、より効果的で効率的な補助事業の執行に向けて検討する必要があると考えます。

さて、経済情勢の目まぐるしい変化や市民ニーズの多様化、さらにはオール十勝での取組の進展などに伴い、公共的団体の活動に対してもより質の高い仕事が求められております。

今回監査を行いました4法人は、商工業や観光、消費生活のそれぞれの分野で幅広く活動しており、その果たす役割はますます重要なものとなってきております。

今後とも、十勝地域の観光資源の宣伝や地場産品の販路拡大並びに消費者の保護及び地域産業の高度化と複合化の促進等を通じ、活力ある地域経済の発展と市民福祉の向上に向けまして、これまで蓄積された力と可能性を最大限発揮されますよう期待いたします。

参 考

監査対象団体の概要

◎ 一般社団法人 帯広観光コンベンション協会

- 1 団体の設立年月日
平成6年4月2日
- 2 団体の設立目的
帯広市を中心とする十勝地域の観光資源の宣伝及び観光客の誘致促進、コンベンション等の資質の向上に努めることにより、観光産業の振興を図り、もって市民の生活文化の向上及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。
- 3 団体が行う事業
 - (1) 観光客、コンベンションの誘致促進及び観光宣伝
 - (2) 観光地にふさわしい風土・文化の創造及び観光及びコンベンション関係者のおもてなしの向上
 - (3) 観光土産品、その他特産品を媒体とした観光宣伝
 - (4) 観光及びコンベンションの意識の普及向上及び観光地美化運動の促進
 - (5) 観光及びコンベンションに関する調査研究並びに情報の収集及び提供
 - (6) 観光及びコンベンション関係諸機関との連携並びに交流
 - (7) 観光行事、まつり等の企画及び実施
 - (8) 帯広市等からの業務受託
 - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

◎ 一般社団法人 帯広物産協会

- 1 団体の設立年月日
昭和62年1月23日
- 2 団体の設立目的
十勝地域における地場産品の販路拡大と市場の確立強化のために地場産品の紹介宣伝並びに新製品、新技術等の研究開発及び普及指導に関する事業を行い、併せて地域の知名度を高め、もって地域産業の振興に寄与することを目的とする。
- 3 団体が行う事業
 - (1) 新製品、新技術等の研究開発及び普及指導
 - (2) 地場産品の紹介宣伝及び取引の斡旋
 - (3) 物産と観光展の開催及び出品
 - (4) 地場産品の紹介宣伝に必要な情報の収集及び提供
 - (5) 地場産品展示即売所の運営
 - (6) 帯広市畜産研修センターの管理運営
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

◎ **一般社団法人 帯広消費者協会**

- 1 団体の設立年月日
昭和40年11月9日
- 2 団体の設立目的
消費者基本法の精神に則り、消費者の利益擁護と増進に関する事業を行い、消費生活の安定向上に寄与することを目的とする。
- 3 団体が行う事業
 - (1) 消費生活に関する知識の啓発普及
 - (2) 消費生活指導者の養成
 - (3) 消費生活に関する広報活動
 - (4) 消費生活に関する資料及び図書の刊行
 - (5) 商品テスト
 - (6) 消費生活相談
 - (7) 消費経済に関する調査研究及び対策
 - (8) 消費慣行の改善
 - (9) 消費者組織の拡充強化
 - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

◎ **公益財団法人 とかち財団**

- 1 団体の設立年月日
平成5年8月9日
- 2 団体の設立目的
北海道十勝圏域において、農業を核とした地域産業の振興を支援することにより、地域産業の高度化と複合化を促進し、もって活力ある地域社会の形成に資することを目的とする。
- 3 団体が行う事業
 - (1) 地域産業の技術力の高度化に関すること
 - (2) 地域産業の担い手の育成に関すること
 - (3) 産学官の連携の強化に関すること
 - (4) 地域製品のピーアール及び販売促進に関すること
 - (5) 技術支援及び研究開発施設の利用提供に関すること
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業